

清掃とリサイクル事業の概要

現 状

清掃事業が平成 12 年に東京都から各区に移管されたことにより、東京 23 区では、ごみの収集・運搬やリサイクル事業を各区が、ごみの中間処理（焼却や破碎など）を東京二十三区清掃一部事務組合が、最終処分（埋立）場の運営・管理を東京都がそれぞれ担当しています。

ごみ量、資源量の推移

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
可燃ごみ (t)	122, 198	119, 473	125, 570	131, 196	129, 628
不燃ごみ (t)	37, 151	34, 194	19, 261	6, 817	6, 762
粗大ごみ (t)	5, 476	5, 314	4, 369	4, 169	4, 602
資源 (t)	41, 960	40, 654	41, 086	44, 678	44, 621
一人あたりごみ年量 (kg)	238. 5	228. 0	212. 3	201. 3	199. 3

※ごみには、持込ごみは含まれていない

今後の課題

(1) ごみの分別の徹底と資源化

平成 22 年度の資源・ごみ排出実態調査では、可燃ごみ、不燃ごみの中に分別すれば資源となるものがそれぞれ 20.8%、21.8%含まれています。分別の徹底を図っていくとともに排出しやすい資源回収システムの検討が必要です。

(2) 家庭ごみの有料化

国は平成 17 年 5 月、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 13 年環境省告示第 34 号）」の一部を改正し、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、負担の公平化、住民の意識改革を進めるため、ごみの有料化の推進を図るべきなどを基本方針に含めました。この方針は、平成 22 年 12 月にも一部改正され、循環型社会への転換をさらに進め、低炭素社会との統合の観点にも配慮して取り組むことが必要などと記載しています。

また、平成 19 年 6 月、「一般廃棄物処理有料化の手引き」を作成し、ごみの有料化について市町村が円滑に実施できるように示しています。

これらの方針等を踏まえ、今後はごみの発生抑制や排出抑制の観点を含め経費負担のあり方を様々な角度から議論していくことが必要です。

清掃とリサイクル事業の主な取り組み

東日本大震災による被災地のごみ収集支援

4月17日から5月7日まで、清掃車両1台と清掃事務所職員9名を宮城県仙台市に派遣し、被災地のごみ収集支援を行いました。

東日本大震災による避難者への支援

東日本大震災により区内へ避難してきた方への支援として、リサイクルセンターで販売している再利用家具等の無償提供を行いました。提供期間は4月14日～5月31日（リサイクルセンター休館日（水曜）を除く42日間）。期間中は避難者33世帯に1,104点（家具289点、食器610点、小物・衣類205点）を提供しました。

なお、配送が必要な家具（140点）は、清掃事務所で配送を行いました。

《ごみの発生を抑制する》

(1) 普及啓発事業

清掃事務所で行っている啓発事業の一例として、ふれあい指導、青空集会、大規模建築物に対しての排出指導などがあります。

区内に3館あるリサイクルセンターで行っている事業として、手作り教室の開催と生活用品の修理、不用家具等の展示、販売などがあります。

(2) 生ごみの排出抑制

コンポスト化容器のあっせんと家庭用生ごみ処理機およびコンポスト化容器の購入助成を実施しています。

(3) 不用品の活用（再使用）

リサイクルマーケットの支援や大型生活用品リサイクル情報掲示板の『譲ります』『譲ってください』を区民に利用してもらい、家庭で使わなくなったものを再使用してもらうように支援しています。

《リサイクルを進める》

(1) 再生資源のリサイクル（再生利用）

集団回収事業は、資源回収の最も効率的な回収事業です。町会・自治会、子ども会、管理組合など区民の自主的な団体は、登録団体として申請できます。

区は、登録団体が回収した資源の量に応じて報奨金を支給するなど様々な支援を行っています。

区が行っている資源品目は、古紙（新聞、雑誌等）、容器包装プラスチック、びん、缶、ペットボトル、乾電池、古着・古布、廃食用油などで、回収場所を指定して集

めています。

(2) 区立施設におけるリサイクルの推進

区は、区の事業活動に伴って発生する廃棄物の再利用を図るために、区立施設の古紙等、びん・缶、ペットボトル、トレイ、乾電池、蛍光灯、給食提供施設の生ごみと廃食用油を回収しています。

《ごみの適正処理を進める》

(1) ごみの出し方と収集方法

ごみの収集は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの3区分で行っています。

可燃ごみは、週2回の収集です。不燃ごみは、月2回の収集です。

粗大ごみは、概ね30cm角以上のもので『粗大ごみ受付センター』に申し込み、指定された金額の粗大ごみ処理券を貼付して出すことになります。なお、区が収集しないものとしては、洗濯機、テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機、家庭系パソコンがあります。これらの品目は、各メーカー等のリサイクルルートで処理することになります。

(2) 戸別訪問収集

65歳以上の方のみの世帯または障害のある方のみの世帯で、ごみ出しが困難で身近な方に協力が得られない場合は、玄関先まで取りに伺っています。

(3) 防鳥用ネットの貸し出し

カラス等によるごみの散乱被害が著しい集積所には、適切な管理を条件に防鳥用ネットを無償で貸し出しています。清掃事務所まで取りに来られない方には、宅配のサービスも行っています。